加工食品品質表示基準における整理の考え方

加工食品品質表示基準では、別表1で加工食品を網羅して分類。 (別表1の分類の考え方 = 日本標準商品分類を踏襲)

(日本標準商品分類の概要)

69.農産食品 (精米、野菜、果実といった生鮮食品のほか、粉類、砂糖類)

70.畜産食品 (食肉、卵(生鮮食品)のほか、乳、はちみつ)

71.水産食品 (魚介類、海藻類(すべて生鮮食品))

72. **農産加工食品** (1.野菜加工品、2.果実加工品、3.茶・コーヒー・ココア、4.香辛料、5.めんパン類、6.穀類 加工品、7.菓子類、8.豆類調整品、9.その他の農産加工食品)

73. 畜産加工食品 (1.肉製品、2.酪農製品、3.加工卵製品、9.その他の畜産加工食品)

74.水産加工食品 (1.加工魚介類、2.加工海藻類、9.その他の水産加工食品)

75.その他の食料品 | (1.調味料及びスープ、2.食用油脂、3.調理食品、9.他に分類されない食料品)

原料原産地表示対象食品群は、別表2として整理し、基本的に別表1(日本標準商品分類)の分類順に従って、分類。その際、商品分類上まとめられるものはまとめ、まとめられないものは単独で整理。

農産加工食品

1.乾燥系 2.塩蔵系 3.ゆで·蒸し系 4.異種 混合系 5.緑茶 6.もち 7.いり豆系 8.こん にゃく

畜産加工食品

9.調味系 10.ゆで・蒸し系 11.表面あぶり系 12.衣つけ系 13.異種混合系

水産加工食品

14. 乾燥系 15. 塩蔵系 16. 調味系 17. ゆで· 蒸し系 18. 表面あぶり系 19. 衣つけ系

上記を混合

20. 異種混合系

これにより、生鮮食品同様に販売されるもので、主な加工工程が 1工程のものを基本的に網羅。(いずれにしても、商品実態に即し た詳細な適用関係は別途Q&Aで明示する必要。)

	-		_		AL I				1	1			1			
	そ		စ		他			野菜冷凍食品							かつお削りぶ し	
			煮													
	焼				ㅎ										うなぎ蒲焼	
	Þ	で	_	凝	固	/	/	/	/	/	(こんにゃく)	/	/	/	/	/
	ゆつ	で	・薬		_ ㅎ	(もち)	/	/	/	1	1	/	/	/	/	/
	۲۱				נו	/		/	/	/	/	/	/	/	/	/
	異	種	1 3	昆	合	/	/				/		/	/		
	衣	:	っ		け	/	/	/	/	/	/		/	/		/
主しな工程	表	面	あ	<i>'</i> 3'	IJ	/	/	/	/	/	/		/	/		/
	ф	で、3	スに	素	b	×			/		/		/			
	調				味	/	/	(漬物)	/	1	/		/	/		
	塩				蔵	/	/	(漬物)	(漬物)	(漬物)	/	/	/	/	(塩さば)	(塩蔵 か め
Ì	乾	;		:	燥	生	生				(緑 茶)	/	/	/	(あじ、さ ば 干 物)	
Ì	生	σ.) :	5	o O	/	/	生	生	生	/	生	生	生	生	生
•						穀類	豆類	野菜 (山菜を含 む)	果实	きのこ	その他の農産 食品 (茶 こんにゃ 〈等)	食 肉	9 1.	98	魚介類	海

今回の義務表示対象品目生 鮮 食 品/ 該 当 す る 食 品 な し